

こうとうがっこう こうとうしゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金

<資料1>

令和5年7月～

対象

高校等（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など）に**在学中**で、**日本国内に住所を有する方**。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、次の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

対象となる方の算定基準について（令和5年7月分～令和6年6月分）

<令和5年度算定式>

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額 < 304,200円

(調整控除額は、課税標準額が200万円以上の場合、多くの方が1,500円です。)

申請（又は継続申請）を行ってください。

※支給を受けようとする生徒が平成19年1月2日～4月1日生まれの場合

(市町村民税の)(課税標準額-33万円)×6% - (市町村民税の)調整控除の額 < 304,200円

※保護者等が2名の場合は1名のみ上記の算定式となります。

※上記の調整を行った結果、早生まれの生徒と兄弟姉妹で判定結果が異なる場合があります。

申請（又は継続申請）を行ってください。

- ・保護者等が2名の場合は、2名の合算額で確認してください。
- ・明らかに判定基準を超えることが確認できる場合、申請を行う必要はありません。

※確認方法→令和5年度の住民税決定通知書等で確認（裏面参照）

*** 年末調整や確定申告をされていない方、住民税が未申告の方は、地方税情報の確認ができず審査を行うことができない場合があるため、必ず事前に申告手続を行ってください。**

なお、地方税情報の確認ができない方については、税の申告後に改めて課税証明書を提出していただく場合があります。

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安（他の控除等により変更あり）

	子の人数	年収目安
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

※あくまでも目安のため、参考としてご覧ください。

* 課税標準額等の確認方法

①課税証明書等に記載されている「(市町村民税の) 課税標準額(課税所得額)」 「(市町村民税の) 調整控除額」を確認して計算します。

住民税決定通知書の場合

見本

調整控除額の計算方法については、住民税決定通知書の裏面に記載されています。決定通知書の裏面等を確認して調整控除額がわからない場合でも、「課税標準額×6% < 304,200円」であれば、認定対象となります。(保護者2名の場合は合算額で確認してください。)

なお、市町村によっては課税証明書に、課税標準額が記載されていない場合があります。課税標準額等の確認を希望される場合は、市町村役場の住民税担当課へお問い合わせください。

証明書発行後、修正申告等を行われた場合は、修正後の証明書で確認してください。

②マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルにアクセスすると課税標準額等を確認できます。

その他の支援制度について

① 高校生等奨学給付金

就学支援金とは別に、非課税世帯・生活保護受給世帯の授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援する制度です。

新入生の希望者については前倒し給付も可能です。

また、家計急変(保護者の失職(定年退職・契約期間満了・自己都合退職等は含めず)、倒産及び新型コロナウイルス感染症の影響等も含める)のため世帯の収入が減少し、非課税世帯相当と認められる世帯にも給付を行います。

該当の可能性のある方には、学校からお知らせします。お問い合わせは、学校事務室にお願いいたします。

② 高等学校等就学支援金家計急変支援制度

高等学校等就学支援金の算定基準を超えるため就学支援金の対象とならない場合でも、保護者等の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に授業料を支援する制度です。(定年退職・契約期間満了・自己都合退職等は含みません。)

家計急変についてご相談のある方は、「<資料3> やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。」をご覧の上、学校事務室へお問い合わせください。